

伊健保健第 3187 号

令和 2 年（2020）3 月 1 日

所属長 各位

伊丹市感染症対策本部

本部長 藤原 保幸

令和元年度第 1 回伊丹市感染症対策本部会議における新型コロナウイルス感染症対策に係る  
決定事項について （通達）

標記の件について、今般の新型コロナウイルス感染症に対する国・兵庫県の動向を受け、本年 2 月 28 日に伊丹市感染症対策本部を立ち上げたところである。

については、第 1 回本部会議における決定事項について下記のとおり通達する。

## 記

### 1. 学校園の休校について

市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については、3 月 3 日（火曜日）から 3 月 25 日（水曜日）まで休業にする。

### 2. イベント等の自粛について

以下の要件にあてはまるものは、原則として自粛すること

- ・市主催のもの
- ・令和 2 年 3 月 15 日までに開催を予定しているもの

※規模の小さい講座等についても延期等の対応を検討すること

以上

【担当】健康政策課

久木原（4532）、弥野（4267）

## 市民の皆さまへのメッセージ

### 新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨日（令和2年2月27日）の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、全国すべての小中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで、臨時休校とする対応を要請する考えが内閣総理大臣より示されました。これを受けて本市では、本日、伊丹市感染症対策本部を立ち上げ、今後の対応について下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については、3月3日（火曜日）から3月25日（水曜日）まで休業にすることを決定しました。ただし、状況により授業再開を早める場合があります。

また、イベント等の自粛につきましては、その対象範囲を本市が主催する全てのイベント等へ範囲を広げ、3月15日までの間、原則として開催を自粛いたします。その状況につきましては、市ホームページ等を通じてお知らせいたしますのでご確認くださいませようお願いいたします。

市民の皆さまには、引き続き、咳エチケット・手洗い等の通常の感染対策を徹底するとともに、国や兵庫県、市が発信する正確な情報に基づき、落ち着いて行動いただきますようお願いいたします。また、人混みの多い場所を避けていただき、屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごす際は十分にご注意いただきますようお願いいたします。

令和2（2020）年2月28日

伊丹市長 藤原 保幸

伊 健 保 健 第 3 1 9 0 号  
令和 2 年(2020 年)3 月 2 日

所属長 各位

伊丹市感染症予防対策委員長

施設の貸館使用許可の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策に係る公共施設使用に対する取扱は下記のとおりとする。  
なお、指定管理者制度を導入している施設については、施設使用許可の取扱を下記のとおり  
要請すること。

記

1. 令和 2 年 2 月 28 日（金）から 3 月 15 日（日）までの間の利用に関して、既に予約が  
なされものについて利用者が新型コロナウイルス感染症の影響を理由として予約の取  
り消しを行った場合は、災害その他不可抗力により施設の使用ができなくなった事由  
に該当すると認められることから、その使用料又は利用料金については全額を返還す  
ること。
2. 指定管理者制度を導入している施設においては、前段の取扱等により指定管理者に損  
失が生じることがあることから、当該損失に係る影響額を含め、新型コロナウイルス感  
染症対策に係る財政的影響額の調査を予定している。

以上

問い合わせ先

健康政策課 桶川（おけがわ）

電話 784-8034 内線 4282

伊健保健第 3205 号

令和 2 年 (2020) 3 月 2 日

所属長 各位

伊丹市感染症予防対策委員会

委員長 坂本 孝二

令和元年度第 2 回伊丹市感染症対策本部会議における新型コロナウイルス感染症対策に係る  
決定事項について (通達)

標記の件について、昨日、兵庫県において新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを受け、本日、第 2 回伊丹市感染症対策本部会議を開催しました。

つきましては、今回の本部会議における決定事項について下記のとおり通達します。

#### 記

##### 1. コールセンターの設置について

現状、市民からの問い合わせ及び相談等が殺到している状況にないことから、現時点における本市でのコールセンター設置は見送ることとし、今後の状況に応じて設置について検討する。

##### 2. 施設利用者・民間事業参加者への注意喚起について

各担当部局においては、民間事業参加者等へも当該感染症対策に係る注意喚起を実施するとともに、改めて各所管施設の利用者、関係団体、公営住宅の居住者等へも周知すること。周知の際は以下の添付ファイルを活用する等により実施すること。

##### 3. 市ホームページによる市民周知について

兵庫県内における感染患者の発生に伴い、今後リアルタイムに情報を発信するとともに、経時的に現状を把握することができるよう周知に努めること。

##### 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る体制について

今後、当該感染症がまん延した際の市の対応を協議するにあたり、まん延防止策のみにとどまらず、全庁的な取組検討を要することから、伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、以後の対応について協議することとする。また、今回の会議を第 1 回伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議として位置づけ、事務局の所管を危機管理室へ移行し、健康福祉部は補助的な役割を担うこととする。

以上

【担当】健康政策課

久木原 (4532)、弥野 (4267)